

銀行等保有株式取得機構に関する命令第十九条第一項第一号八及び第二十条の四第一項第一号八の規定に基づき金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を定める件

(平成十五年一月三十日金融庁・財務省告示第三号)

銀行等保有株式取得機構に関する命令(平成十三年内閣府・財務省令第十号)第十九条第一項第一号八及び第二十条の四第一項第一号八の規定に基づき金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を次のように指定し、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第百七十六号)の施行の日(平成十五年一月三十一日)から適用する。

百分の五十